



資料提供	
令和3年6月7日	
担当課 (担当)	廃棄物対策課 山本
電 話	30-8092 (内線 4241)

シー（海上）パトロールの実施

鳥取市では、6月の「環境月間」に計画している不法投棄防止活動として、鳥取海上保安署と協力し、海上パトロールを実施しています。

今回、東部不法投棄対策連絡協議会（鳥取市、鳥取海上保安署、鳥取県、鳥取港湾事務所、岩美町）で下記のとおり行うこととしており、海上パトロール活動の一環として「しゃんしゃん鈴の音大使」にご参加いただき、ゴミ持ち帰り推進の広報を行います。

記

1 日時及び場所

令和3年6月12日（土）午前9時～午後0時まで
鳥取海上保安署（鳥取市港町7番地）

2 内容

- （1） 巡視艇とりかぜで鳥取港～岩美町沖合いの海上パトロール
（実施者：東部不法投棄対策連絡協議会委員）
- （2） 鳥取港～網代港等において、釣り人等に対するゴミ持ち帰り広報
（実施者：東部不法投棄対策連絡協議会委員及びしゃんしゃん鈴の音大使等）
※海上荒天の場合は、パトロールの中止又は内容が変更になる場合があります。

3 実施機関

東部不法投棄対策連絡協議会（鳥取市、鳥取海上保安署、鳥取県、鳥取港湾事務所、岩美町）

4 参考

不法投棄を行った場合には、5年以下の懲役もしくは1千万円（法人の場合は3億円）以下の罰金、又はその両方が科せられることがあります。